

(別記様式10 状況報告書)

大復発第 44-3 号  
平成 30 年 5 月 14 日

文 部 科 学 大 臣 殿

大槌町長 平 野 公 三

東日本大震災復興交付金事業等状況報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（文部科学省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内 交付額 (B)	運用益繰入額 (C)	年度内支出額 (D)	年度末保管額 (A+B+C-D)
普通預金	181,652,777	0	0	24,777,000	156,875,777
合計	181,652,777	0	0	24,777,000	156,875,777

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
普通預金	7,777	0	0	7,777
合計	7,777	0	0	7,777

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 特定地方公共団体の基金条例
- 2 特定地方公共団体の歳入歳出予算（見込）書抄本

○大槌町東日本大震災復興交付金基金条例

平成 24 年 3 月 14 日

条例第 1 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 11 号

(設置)

第 1 条 大槌町が実施する東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 78 条第 1 項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 28 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 11 号）

- 2 この条例は、平成 33 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

別紙2

特定地方公共団体の歳入歳出予算（見込）書抄本

（特定地方公共団体の名称：岩手県 大槌町）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
17 款 繰入金		15 款 復興費		
2 項 基金繰入金		11 項 復興社会教育費		
10 目 東日本大震災復興交付金基金繰入金		1 目 埋蔵文化財発掘調査費		
1 節 東日本大震災復興交付金基金繰入金	24,777,000	7 節 賃金		4,425,000
		11 節 需用費		3,888,000
		12 節 役務費		42,000
		13 節 委託料		16,150,000
		14 節 使用料及び賃借料		272,000
合 計	24,777,000	合 計		24,777,000